

「いじめ防止対策推進法」に基づく
いじめ防止基本方針
～いじめを許さない学校宣言！～



須賀川市立白方小学校

<改 定>

平成26年4月 本「基本方針」を制定

平成28年4月 一部改定

- ・「体験活動」の一部を追加

平成30年2月 一部改定

- ・いじめの態様、道徳科での取組、被害児童・加害児童・いじめを伝えた児童別の取組、いじめの情報共有の手段および情報共有すべき内容、いじめ根絶根の取組計画、いじめに関する報告書・いじめ解消までの経過観察シート等を追加

- ・保護者および学校評議員より意見をいただき「改定版」を公表

令和 3年3月・いじめ根絶への取組計画 改定

1 はじめに

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日から施行された。ここでは、法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）

- * 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

＜具体的ないじめの態様＞（『いじめの防止等のための基本的な方針』文部科学省）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団から無視される。
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ・ ひどくぶつかれたり、たたかれたり、けられたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは人間として決して許されないものである。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- (3) いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
- (4) いじめは、人間関係を破壊したり人格形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にもかかる重大な問題である。
- (5) いじめの未然防止や早期解決は、子どもの成長・発達にとって極めて重要である。

4 本校のいじめの防止等のための対策

(1) 「いじめの未然防止」および「いじめの早期発見」のために

<いじめを生まない「自尊感情・相互尊重の心・自己有用感」をはぐくむ取組>

- ① 日々の授業や特設クラブの活動など、学校のあらゆる教育活動において、児童一人ひとりが目標を持ち、その目標に向かって努力することにより、互いのよさを認め、全ての児童が活躍できる場を意図的に設定する。
- ② 小規模学校のよさを生かし、個に応じたきめ細かい指導を充実させることにより、「わかる・できる授業」を実現するとともに、児童の「自己有用感」を高める。
- ③ E S Dを推進することにより、世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題としてとらえ、他者のために身近なところから取り組もうとする心情を育てるとともに、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出す。
- ④ 豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力を育む体験活動を推進する。
 - ・ 思いやりや感謝の心を育てる体験活動（赤ちゃんふれあい体験学習、思春期性教育事業等）
 - ・ 地域講師を迎えての体験活動（P C学習等）
 - ・ 感謝の気持ちを伝える活動
 - ・ 白方こども園との交流活動（生活科での訪問、運動会等への招待、合奏部壮行会への参加等）

<「いじめをしない、許さない心」を育てる道徳教育の推進>

- ① 「特別の教科道徳」にて、いじめに関わる間接的な教材と直接的な教材を複数時間にわたって扱うことにより、児童がいじめについて深く考えることができるようとする。
- ② 自己を見つめ、多様な価値観に触れることができるよう、E S Dとの関連も踏まえ、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れる工夫を行う。

<いじめを見逃さない組織的な取組>

- ① 小規模学校のよさを生かし、「全教職員で全ての児童を見取り関わることにより、温かい人間関係と信頼関係を構築するとともに、いじめの兆候を見逃さない。」

・ 登校と下校時の児童の職員室へのあいさつ	・ 管理職の教室訪問
・ 養護教諭による朝の教室訪問	・ 校舎内の不定期巡回
・ たてわり清掃	・ 白方っ子タイム
- ② 保護者や地域の方々に対して、保護者会や行事、あるいは地域の回覧等で、学校がいじめを根絶する姿勢やその具体的な取組について広報し、理解と協力を得る。
- ③ いじめの早期発見のため、「学校生活アンケート」を年間3回定期的に実施し、その結果を「生徒指導委員会」で検討する。ただし、いじめの兆候が見られるなど必要な場合には、臨時に即時に実施し、必要な対策を取る。
- ④ いじめも含めた生徒指導上の諸問題について日常的に情報を共有し、全校で効果的な指導を行うため、毎月の職員会議で「生徒指導委員会」を必ず行う。
- ⑤ スクールカウンセラー（以下S C）やスクールソーシャルワーカー（以下S S W）による児童および保護者との面談ができる体制を整える。

<いじめに関する職員の研修>

- ① いじめに関する校内研修会を、毎月の職員会議の「生徒指導委員会」にて計画的に実施する。
- ② 研修は「いじめ防止のためのチェックリスト」(平成18年10月18日 福島県教育委員会) や「生徒指導リーフ」(国立教育政策研究所) 等の資料を用いて実践的に行い、教職員自らの言動や態度を省みるとともに、いじめに気付く感性と共感性を高める。

<いじめに関する児童への指導>

- ① 全教職員が、いじめを行うことやいじめを傍観することを絶対に許さず、断固としていじめを根絶するという姿勢を、全校集会等機会あるごとに児童に伝えるとともに、万が一いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法等について、下記の点を児童に指導し、家庭に周知する。

1 いじめに対する正しい認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されないこと。
- (2) いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないこと。
- (3) いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。

2 いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法

- (1) 相談したり通報したりした人のことは、教職員が一丸となって必ず守ること。
また、相談した事実や相談内容等の秘密も守ること、守られること。
- (2) 自分が一番話しやすい人に話してよいこと。
- (3) 電話で相談できる窓口に電話をする。例えば下記のところがあること。

福島県警察本部「いじめ110番」(0120-795-110)

福島県教育センター「ダイヤルSOS」(0120-453-141)

法務局「子どもの人権110番」(0120-007-110)

須賀川市すこやかテレフォン(0248-75-1919)

(2) 「いじめの初期対応」のために

<いじめ対策委員会を核とした対応～迅速で組織的な対応～>

- ① 教職員による日常観察および「学校生活アンケート」からいじめと思われる兆候が見られた場合や、児童や保護者、関係機関等からいじめに関する相談や通報を受けた場合は、「いじめに関する報告書」により生徒指導主事に報告を行う。生徒指導主事は、校長に報告を行うとともに、いじめ対策委員会を即時に開催し、全職員で情報の共有を図るとともに、被害児童への支援・加害の子どもへの指導（他校等の場合は在籍する学校等への連絡）・周囲の児童へのケアについて、職員の役割分担等の明確化を図る。
- ② いじめ対策委員会では、得た情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定し、場当たり的な対応とならないよう、全職員で対応方針を共有する。
- ③ いじめ解消の判断は、「いじめ解消までの経過観察シート」にもとづき、いじめ対策委員会での協議を経て、校長が行う。

<被害の児童・加害の子ども・いじめを伝えた児童への取組～安全の確保とケア～>

被害の児童への取組

- ① 被害の児童の安全確保のため、授業中や休み時間を利用した複数の職員による毎日の声かけや、職員室での被害の児童に関する情報の共有を行う。
- ② 被害の児童の心理的ストレス等を軽減するため、SCやSSWを活用し、被害の児童とその保護者をケアする。

加害の子どもへの取組

- ① 加害の子どもを特定した上で、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、個の教員による単発な指導に終わらせることなく、生徒指導全体会（いじめ対策委員会）は中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ② 必要に応じ、加害の子どもの保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
- ③ 状況に応じ、SCやSSWとの連携により、加害の子どもへの心のケアを実施する。
- ④ 加害の子どもの保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、SCやSSWとの連携により、加害の子どもの保護者をケアする。

いじめを伝えた児童への取組

- ① 「学校は勇気をもって教職員にいじめを伝えた児童を守り通す」ことを宣言し、教職員どうしの情報共有による見守りや、積極的な声かけ等を通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。

<保護者・地域との連携～いじめの情報・学校の方針を早期に発信～>

- ① 被害の児童のみならず、周囲の児童も多くの大人に見守られていることを実感できるようにするために、地域の人材を積極的に活用する。
- ② 授業参観後の懇談会など、「いじめ」について話し合う場を多く設け、いじめの事実があった時は、学校に連絡するよう呼びかける。
- ③ 学警連などで、いじめ根絶のための情報交換を行う。
- ④ 相談機関（「ダイヤルSOS」等）の適切な活用の啓蒙を図る。
- ⑤ 「子ども110番の家」について、広報活動を行う。

<市教育委員会および関係機関との連携～迅速で正確な報告～>

- ① 『いじめ対応マニュアル【いじめ防止対策推進法をふまえた改訂版】』（平成26年4月須賀川市教育委員会）（以下『市マニュアル』という）にもとづき、「いじめに関する報告書」により市教委への報告を行う。
- ② 法第28条に定められた「重大事態」を『市マニュアル』にもとづいて下記のようにとらえ、発生が疑われた場合は、市教委の指導・助言のもと、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月）」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切にその対応にあたる。

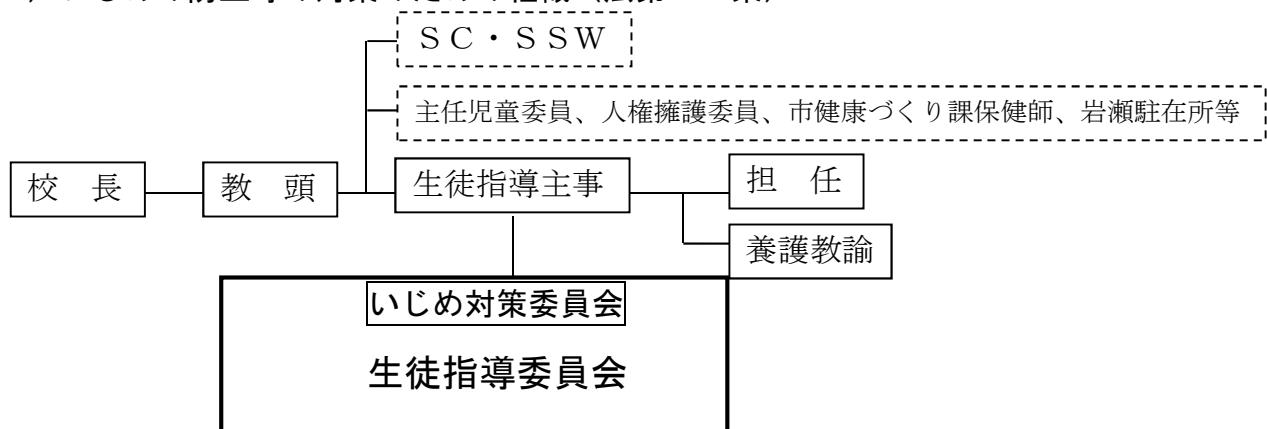
<重大事態とは>

(『市マニュアル』P. 7)

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ② 「相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

児童生徒の保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) いじめの防止等の対策のための組織 (法第22条)



(4) いじめの情報共有の手段および情報共有すべき内容

<情報共有の流れ>

いじめの発見
(日常観察、「学校生活アンケート」
児童や保護者、関係機関等から
いじめに関する相談や通報を受けた等)

「いじめに関する報告書」フォーム

生徒指導主任

校長・教頭

いじめ対策委員会

「いじめに関する報告書」

市教育委員会

<情報共有すべき内容>

いじめの内容

- ・だれが
- ・だれから
- ・いつから
- ・頻度
- ・どのように

いじめ発見のきっかけ

被害児童の状況

5 いじめ根絶への取組計画（令和6年度）

*行事等は今後の調整で変更の場合がある

月		生徒指導委員会（いじめ対策委員会） ・職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域・ 三校の連携
4	P ↓ D C ↓ A P ↓ D C ↓ A P ↓ A C ↓ A P	<定例① 生徒指導全体会> ○「いじめ防止基本方針」の読み合わせ ○研修「いじめの未然防止に向けた保護者・地域との連携」 ○生徒指導に関する協議	○特別支援教育コーディネーターやSSW、教育相談等についての周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口等の相談や通報の方 法について児童と保護者に周知 ○身体測定	○授業参観①（学級懇談会での「いじめ防止基 本方針」の説明） ○地域訪問 ○小中一貫教育推進委 員会
5		<職員会議> ○生徒指導に関する協議	○運動会に向けた取組（集団行動、応援、準備）、運動会へのこども園園児招待 ○人権教室（人権擁護委員）	○内科検診 ○市Q-Uテスト	○岩瀬地域PTA連絡 協議会 ○学校評議員会①
6		<人事評価「期首面談」> <職員会議> ○学校生活アンケートまとめ ○「不登校・いじめ対策域別研修」伝達講習		○困りごとしらべ①	○授業参観②
7		<職員会議> ○生徒指導に関する協議 ○1学期の教育活動の反省			○白方こども園保育参 観
8		<職員会議> ○生徒指導に関する協議		○身体測定	
9		<人事評価 中間面談> <定例② 生徒指導全体会> ○研修「いじめ問題の解決事例から学ぶ」 ○生徒指導に関する協議	○赤ちゃんふれあい 体験 ○音楽祭壮行会（こど も園園児の参加） ○運動部壮行会		○授業参観③
10		<職員会議> ○生徒指導に関する協議			
11		<職員会議> ○生徒指導に関する協議 ○学校生活アンケートまとめ		○困りごと調べ② ○学校評価児童アン ケート	○教育相談 ○岩瀬地域学校保健委 員会 ○学校評価保護者アン ケート
12		<学校評価 自己評価> <職員会議> ○生徒指導に関する協議 ○2学期の教育活動の反省			○小中一貫教育推進委 員会 ○学校関係者評価
1		*全職員による「いじめ防止基本方針」改訂作業（～2月） <人事評価 期末面談> <職員会議> ○生徒指導に関する協議		○身体測定	
2		<定例③ 生徒指導全体会> ○次年度「いじめ防止基本方針」最終協議 ○研修「いじめの未然防止に向けた学校の対応」 ○学校生活アンケートまとめ	○思春期性教育事業		○学校評議員会② ○授業参観④
3		<職員会議> ○生徒指導に関する協議	○6年生を送る会		
通年		○全教職員で全児童を見取り、関わる ○いじめに関する情報収集 ○SCやSSWの来校	○E SDの推進 ○集会での校長講話 ○道徳教育の充実 ○わかる授業の実現	○健康観察 ○朝の会・帰りの会	

<『いじめ防止対策推進法』に示された「学校の責務」>

〈いじめ防止の一般的規定〉

- ① 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。(第8条)
- ② 学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(第13条)
- ③ すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(第15条)
- ④ いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。(第16条)
- ⑤ 複数の教職員、心理・福祉等の専門家、その他の関係者で構成するいじめの防止等の対策のための組織を置く。(第22条)

〈いじめに対する具体的措置〉

- ⑥ 学校の教職員や保護者等が、児童等からいじめの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校に通報する。(第23条)
- ⑦ 学校は、通報を受けたときは、速やかにいじめの事実確認を行い、その結果を設置者に報告する。(同)
- ⑧ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防ぐため、教職員は、心理・福祉等の専門家の協力を得て、いじめを受けた児童等や保護者への支援、いじめを行った児童等への指導、その保護者への助言を継続的に行う。(同)
- ⑨ いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使う教室以外の場所で学習させる等の措置を取る。(同)
- ⑩ いじめを受けた側と行った側の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの情報を共有する措置等を取る。(同)
- ⑪ いじめが犯罪行為であると認められるときは、警察と連携して対処し、児童等の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、援助を求める。(同)
- ⑫ いじめを行っている児童等への懲戒または出席停止の適切な運用を行う。
(第25条、第26条)
- ⑬ 児童等の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、児童等が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあるときは、その事態（重大事態）に対処するため、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。
(第28条)
- ⑭ 重大事態についての調査を行った場合は、いじめを受けた児童等とその保護者に事実関係等の情報を提供する。(同)

＜いじめ対応の基本～いじめの基本認識と3つの対応ポイント（『市マニュアル』より）＞

いじめ対応の基本 ~いじめの基本認識と3つの対応ポイント~

○ 「いじめ」とは何か

いじめの定義 ☞「2 いじめの定義」(P.3)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している他の児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が児童の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）
（※いじめの具体的な態様等は本文P. 35～37）

○ いじめ対応の3つのポイント

ポイント① 未然防止 ☞「1 いじめの未然防止」(P.12～13)

いじめ対策で一番大切なのはいじめを生まない土壤づくり

明るく楽しい学校・学級づくり

- 未然防止の基本は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。いじめ防止のための特別な訓練や指導が必要というわけではない。いじめを許さない雰囲気作りが大切である。

子どもの心を揺さぶる道徳教育

- 子どもたちの心が揺さぶられる教材や資料に出会うことで、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながる。
- 子どもの道徳的判断力の低さを感じた場面での「場の指導」も大切である。

感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりにより、「楽しい授業」「わかる授業」を実現する。
- 様々な体験活動により子どもたちは達成感や感動を味わい、他人、社会、自然と直接かかわり、命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、得体していくことができる。

ポイント② 早期発見 ☞「2 いじめの早期発見」(P.14)

子どもの変化を敏感に察知し、可能な限り早期に発見

何よりもまず日々の観察

- 休み時間や寝休み、放課後の雑談等、子どもたちと共に過ごす機会を横断的に設ける。いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することも有効である。（本文P. 40参照）

生活ノート・連絡帳は子どもと家庭の窓

- 生活ノートや連絡帳は、担任と子ども・保護者が信頼関係を構築するうえで重要なものである。特に、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

教育相談は、人間関係づくりから

- 日常生活の中での声かけ（チャンス相談）等、子どもが日常から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。その上で、定期的な教育相談週間等を実施することが大切である。

実施方法を十分検討した上での実態アンケート

- アンケートの実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校や学級の実情を十分配慮する。

ポイント③ 早期対応 ☞「3 いじめへの早期対応」(P.15～20)

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する

○学校の「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」に基づき対応する。
○「いじめの防止等の対策のための組織」を招集し、組織的に対応する。（本文P. 5参照）

いじめ情報のキャッチ

ただちに担任や生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告

正確な実態把握 → **指導体制・方針の決定** → **子どもへの指導・支援** → **中・長期の対応へ**

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聞き取り記録する。食い違い等を確認しながら進める。
- ただ注意や説教、謝ることだけで終わらせない。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像をつかむ。

指導体制・方針の決定

- 情報を探理する。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 市教委へ報告（第一報）し、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもに寄り添い、保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 問題解決に向け協力を求め、学校との連携について誠意をもって話し合う。

中・長期の対応へ

- いじめに関わった子どもたちへ継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用し心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが生かされる学級経営を行う。

重大事態への対処 ☞「5 重大事態への対処」(P.7～10)

「重大事態」発生を市教委へ報告 → 市教委の判断により、指示・助言を受け対応する